

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有する者</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(対象者)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(対象者)</p>
<p>第3条</p> <p>2</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者</p> <p>(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けた者は、この限りでない。</p> <p>(助成金)</p>	<p>第3条</p> <p>2</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者</p> <p>(助成金)</p>
<p>第4条 市は、対象者に係る医療の<u>一部負担金</u>（<u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が</u></p>	<p>第4条 市は、対象者に係る医療の<u>一部負担金</u>について、対象者に助成金を支給するものとする。</p>

医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。

ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項第4号の規定は、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第2条第1項に規定する重度心身障害者である者については、適用しない。